

要件確認調査 Q&A

Q1 所得証明書は、(非)課税証明書の代わりにになりますか？

A1 区市町村が被扶養者(調査対象者)について証明したものであって、収入金額(給与収入)の記載があれば代替可能です。

Q2 (非)課税証明書の写しは、コピーで良いですか？

A2 コピーで良いです。

Q3 提出書類早見表の「2調査対象者別提出書類」について

配偶者や子は収入を確認する書類は要らないということでしょうか？

A3 調査対象者自身の収入を確認する書類は、早見表項番1のとおり提出必須です。

早見表項番2は、項番1に加えて、追加の提出書類(他の扶養義務者等の関係書類)の有無を説明した表になります。

配偶者や子は、項番1以外の追加書類は不要ということを表しています。

提出書類早見表 ※ 認定取消の場合は、福利厚生事務の手引(R8.1月発行)87Pを参照してください。
今回は、昨年度要件確認日(令和7年7月1日)以降の要件を確認します。ただし、昨年度要件確認が完了していない者等については、令和7年6月以前の要件も確認します。
「1 共通提出書類」は、**全員提出必須の書類**です。「2 調査対象者別提出書類」は、**調査対象者の続柄に応じて該当する場合**に提出してください。

1 共通提出書類(全員必須)				
No.	書類名	備考		
1	被扶養者要件確認通知書			
2	申請理由書(様式集 56ページ)	取消の手続きを行う場合は、申請理由書の提出は必要ありません。		
3	調査対象者の収入を確認する書類		備考	
	収入の有無	収入内容	書類内容	
	有	収入超過がない場合	最新年度の(非)課税証明書の写し ※ 認定日より前の収入(例：退職前の給与)が記載されている場合は、退職時の源泉徴収票の写しも添付してください。	収入超過がない場合は、3か月連続の月額収入超過や年間収入超過がないことをいいます。 ※ 福利厚生事務の手引(令和8年1月発行)53～54ページ参照 これらの超過がない旨の申告があり、(非)課税証明書で収入が年間収入超過と確認できた場合、収入超過なしと判断します。
		収入超過がある場合	事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動の場合 給与等支払証明書・事業主証明書(様式集 50ページ) 給与等支払証明書(様式集 58ページ)	(令和7年11月27日付7公立東京給第1280号「年収の壁・支援強化バウチャー」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について(通知)参照) 収入超過時点を判断するため、令和7年7月から最新月までの給与証明が必要となります。 ただし、収入状況により令和7年6月以前の証明を要する場合があります。
		年金、恩給等	最新年度の年金改定通知書 又は 年金証書の写し	公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書は、年金年額が確認できないため不可です。
		自営業、事業収入等	確定申告書の写し ※ 収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等、収支内訳の分かるものも添付してください。	電子申告の場合は、税務署の電子申告受付日時のあるものを提出。 書面申告の場合は、税務署交付の「リターンシート」を併せて提出。 (令和7年2月18日付6公立東京給第1774号参照)
	無	—	最新年度の(非)課税証明書の写し ※ 認定日より前の収入(例：退職前の給与)が記載されている場合は、退職時の源泉徴収票の写しも添付してください。	18歳未満(高校生以下)であれば、(非)課税証明書の提出は省略とします。 海外留学で住民票を移して非課税証明書を取得できない場合は、海外留学の事実が分かる書類(留学先の学生証の写し等)でも可とします。
2 調査対象者別提出書類(該当する場合に提出) ○：提出が必要な書類 ×：提出が不要な書類				
調査対象者の続柄	提出書類			
	組合員の源泉徴収票	収入を確認する書類	非扶養証明書	住民票
配偶者	×	×	×	×
子	×	×	×	×
父又は母(両方とも対象)	×	×	×	×
父又は母(一方のみ対象)	○	○※1	○	×
兄弟姉妹	○	○※1	○	×
孫	○	○※1	×	×
上記以外	○	○※1	○	△※2

項番1
全員提出が必要な書類です。

- 被扶養者要件確認通知書
- 申請理由書
- 調査対象者の収入を確認する書類

項番2
上記項番1のほかに、追加の提出書類の有無を説明した表です。

- 組合員の源泉徴収票
- 他の扶養義務者の収入を確認する書類や非扶養証明書
- 住民票

Q4 (非)課税証明書に年金収入の記載があるので、年金収入の証明書類を省略しても良いですか？

A4 不可です。

記載された金額は年額でない場合があり、かつ非課税分(障害年金など)が含まれていません。今後の収入額を見込む上でも、最新の年金年額が分かる年金額改定通知書の提出をお願いします。

Q5 チラシ「組合員の皆様へ 被扶養者の要件確認調査を実施します」は、どこから入手できますか？

A5 令和8年6月12付で通知文を発出した際に、ファイル添付しています。

また、公立学校共済組合東京支部のホームページにも掲載(※)しています。

※ お知らせ一覧 令和8年6月12日「令和8年度被扶養者の要件確認調査の実施について(通知)」より

Q6 別紙1「令和8年度被扶養者の要件確認調査における情報連携による添付書類の省略について」及び「情報連携依頼書」等の申請書類は、どこから入手できますか？

A6 No.5 の回答と同じです。

Q7 通知文3P「調査対象外となるケース」の表について

63 歳定年の職員で扶養手当が支給されている被扶養者は、調査対象外で良いですか？

A7 扶養手当が支給されていれば調査対象外です。

表は 62 歳定年に限定したような見え方ですが、63 歳定年職員も同じ取扱いです。

Q8 取消申告した者について、要件確認通知が届いたがどうすれば良いですか？

A8 通知文2P 下部 ウ その他(イ)を参照ください。

Q9 扶養手当が支給されている者について、要件確認通知が届いたがどうすれば良いですか？ ※ システムの仕様上、扶養手当が支給されている者でも調査対象者として抽出されるケースがあります。

A9 ① 普通認定への要件変更を行っていない場合

⇒ 通知文2P 下部 ウ その他(ア)を参照ください。

② 扶養手当が支給されている 23 歳以上の重度心身障害者である場合

③ 60歳以上の臨任・4条任期付職員、定年延長の正規職員の場合

※ それぞれシステムの仕様上抽出されますが、扶養手当が支給されている者は調査対象外です。

⇒ 通知文2P 下部 ウ その他(イ)を参照ください。

Q10 被扶養配偶者分の要件確認通知書が届いたが、調査対象なのでしょうか？

A10 令和8年4月1日の配偶者の扶養手当廃止に伴い、調査の対象となります。

Q11 組合員の海外赴任に同行している被扶養者が、要件調査の対象となった。

収入はないが住民票を海外に移しているので、(非)課税証明書を提出できないが、どうすれば良いですか？

A11 組合員の海外赴任に同行していることが分かる書類を添付してください。

例) 組合員の海外赴任の発令、被扶養者の査証

その上で、「申請理由書」に収入が無いこと、前述の事情で(非)課税証明書を提出できない旨を記入し、要件確認通知書を提出してください。

Q12 (非)課税証明書に、認定前の給与が含まれており、収入限度額を超えています。給与等支払証明書の提出が必要でしょうか？

A12 (非)課税証明書に加え、退職時の源泉徴収票の写しを添付してください。認定前の収入を除いた給与収入額が収入限度額未満であることが確認できれば、給与等支払証明書の提出は必要ありません。